

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例

(廃棄物処理手数料の増減額等)

第 41 条 市長は、廃棄物の処理に際し、特別の取扱いをする必要があるとき、又は困難を伴う事情があるときは、[前条第 2 項](#)に規定する手数料の額の 10 割以内において増額することができる。

2 市長は、一般廃棄物が再生資源になるものであるときは、規則で定めるところにより、[前条第 2 項](#)に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

3 市長は、天災その他特別の事情があると認めるときは、規則で定めるところにより、[前条](#)の手数を減額し、又は免除することができる。